

令和8年2月24日 開会  
令和8年2月24日 閉会  
第 22 回  
(通算第 248 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 2 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月9日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和8年2月24日  
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 22 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和8年2月24日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用最適化推進委員                      河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太                      澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧                      本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用最適化推進委員                      河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太                      澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧                      本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
欠席委員	<p>農業委員 4番 田村 薫平 7番 橋本 修治</p> <p>農地利用最適化推進委員</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時36分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	河野 達 森下保
会期の決定	令和8年2月24日
開 議	令和8年2月24日
備 考	

第 22 回農業委員会  
(通算第 248 回)

令和8年2月24日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 地籍調査に伴う地目変更の同意について   |
| 議案第3号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について  |

事務局	<p>本日欠席の委員さんは、田村さんと橋本さんで、河上さんはちょっと遅れて来られるということです。そして農業委員さんは12名の内9名の方が出席されていますので、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野達委員、森下委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地の売買の申請です。農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるため、申請が提出されたものとなります。</p> <p>審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の営農に支障がないことを審査することとなっております。</p> <p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目が田、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇から南に約600mのところにある農地です。無償譲渡で、〇〇さんは申請の農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植機、コンバインなどを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するので問題ないと思われますが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告の方、ちょうど〇〇さんが来られればと思ったんですが、ちょっと遅れとるみたいですので、田中委員さんの方で、説明をよろしくお願いします。</p>
田中委員	<p>説明をいたします。この圃場は、幅3,4mで長さはあるんですが、田んぼを作るには適していない圃場です。6年前の圃場整備の際に地域内に入ってたんですが、所有者が境界立会に出ない、出て来られないという事で宙ぶらりんになった圃場を</p>

最低限の面積で残してあった田んぼで、その横にあった〇〇さんが常に、そこを維持管理、草刈り等をしてまいりました。この度〇〇さんの方から無償で受け取って欲しい、という事で〇〇さんの渋々ではあるんですが、いただくことになったらしいです。近々近くで〇〇さんが基盤整備を行う田んぼがありまして、その隣が一枚大きな田んぼがありまして、そこにまち倒しでくっつけようという思いがあるみたいで、その整備が終わるまでは今まで通り管理をして、その後田んぼとして使う予定だそうです。以上です。

議 長

どうもありがとうございました。今現地の方は説明があった通りでございます。それでは皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしく願います。

ご意見は無いようでございますので、裁決の方に移らせていただこうと思います。第1号議案1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可されました。

続きまして第1号議案2でございます。広石の案件でございます。事務局説明をお願いします。

2番について説明します。

農地の所在は〇〇、他2筆、合計面積は3942㎡です。

譲渡人は〇〇さん兵庫県の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地の場所は〇〇から北に約100mのところにある農地です。有償譲渡で、〇〇さんは申請の農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植機、コンバインなどを所有されています。

〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するので問題ないと思われそうですが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。

以上ご審議をお願いします。

議 長

今〇〇さん到着されました。第1号議案、認可承認されましたのでご報告いたします。

〇〇委員

すみません、ありがとうございます。

議 長

それでは、今第1号議案2について事務局から説明ございました。現地の方、河口さんの方で見ていただいております。よろしく願います。

河口委員	<p>おはようございます。先週、〇〇さんとの話の中で、有償譲渡という事で話をしました。住所は〇〇の方になっていますが、勤めは山口の方で運転手をしていらっしゃるのですが、水回りは地区の営農組合に頼んで、その他の管理も毎週帰ってきて管理されております。毎年上手に作っているので別段問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地の方は以上のような通りでございます。</p> <p>それでは皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見ある方、挙手をもってよろしくをお願いします。</p> <p>ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせてもらいます。第1号議案2につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、認可相当と認めたいと思います。</p> <p>続きまして、第1号議案3番の議案でございます。3番につきましては、お2人の地権者の方が関連しております。また事務局の方から説明があると思いますが、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明します。これは、地役権の設定の案件になります。3番の行の中ほどに「3条地役権」と記載しています。</p> <p>まず、地役権について説明します。地役権とは民法に規定があるのですが、自分の土地の利便性を高めるために、他人の土地を利用することができる権利です。</p> <p>今回は、「他人の農地の畦畔」に下水管を通すという地役権の設定になります。</p> <p>許可の基準は、2つあり「周辺の農地の営農に支障を生じるおそれがないこと」と「権利の設定に際し、耕作者の同意を得ていること」とされています。</p> <p>議案をご覧ください。農地の所在は〇〇、地目が田、面積は2053㎡のうち6㎡です。譲渡人は〇〇さん〇〇の方、譲受人は〇〇さん〇〇の方です。場所は〇〇から高尻方面に約700mのところにある農地です。</p> <p>申請の内容ですが、〇〇さんの農地の南側に〇〇さんの家を建築しており、〇〇さんの農地の畔の地下に下水管を通すものです。直径12cmの長さ50mの塩ビ管を地下に埋めるようで、面積に換算すると6㎡となります。</p> <p>4番の案件も、同じ内容なので、一緒に説明します。農地の場所は〇〇、地目が畑、面積は1246㎡のうち0.15㎡です。譲り渡し人は〇〇さん、譲受人は同じく〇〇さんです。内容は、〇〇さんの農地の地下に、長さ1mの塩ビ管を埋めるそうです。</p> <p>3番と4番とも、地下に下水管を埋めるため耕作に支障はない、また3月中に工事が終わるので支障はないとのこと。以上、ご審議をお願いします。</p>

議長

それでは、この3番4番関連したものでございますが、現地の方、私と本廣委員  
さんで現地を確認し、また工事者の方にも確認いたしております。

説明をいたします。2月13日でございます。まず、先ほども申しましたように  
周辺の農地の営農に支障が生ずることのない事、という事で工事者の方に直接当た  
らせていただきました。工事者は「〇〇」さんという〇〇の工事人でございますけ  
ども、直接お会いして、どういう風に埋設するのか、という事でお聞きしましたら、  
農業には支障がないようにいたします、と。また畦畔の下でございますので、水漏  
れが発生しないようにきちっとやっておきます。という事でございました。

それともう一点は、2番目ですが、権利の設定に際して耕作者の同意を得ている  
事というのが大きな項目でございます。先ほど説明がありました様に、お1人目は〇  
〇さん、お2人目は〇〇さん、というこのお2人の地権者が関連いたしております  
ので、両名とも本人に直接お会い致しまして、印鑑も押しました、了解をしてお  
ります、という回答でございました。で、またここは下水が通っておりませんで、い  
わゆる合併浄化槽の排水管を引っ張って流す、という事でございます。この農地につ  
きてはですね、対価の方は0円でございますので申し添えておきます。我々農業  
委員会といたしましても、耕作するのに支障が出る、というような事があってはな  
らん、という事で確認をさせていただきまして、その部分につきましては、地権者  
及び譲受人等々含めて問題はない、という風に認識いたしました。

それでは皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。  
はい、どうぞ。

河野雅俊委員

今回の地役権、初めてだったので、お聞きするんですけど、今回は下に埋設する  
という事だったので掘り起こすような事は無いと思うんですけど、地下部を使う、  
といった時には、設定の期間というのは発生するものなんですか。地役権というの  
は永続的に発生するものを地役権というのですか。

議長

地役権というものは、もしこれで許可がおりましたら、いつもと同じように許可  
証を出すんですけど、法務局で登記をしてもらって、権利を設定する、という事にな  
るそうです。

河野雅俊委員

ありがとうございます。

議長

ございませんか。初めての地役権、私も知らなかったんですが、そういう事だそ  
うです。

それでは採決の方に移らせていただいてもよろしゅうございますか。

はい、それでは採決致します。第1号の3番4番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、全員賛成でございます。ありがとうございます。この案件につきまして、認可相当と認めさせていただきます。

それでは続きまして議案第2号でございます。地籍調査に伴う地目変更の同意について説明をいたします。事務局よろしくお願ひします。

議案第2号 地積調査に伴う地目変更の同意について、を議事とします。  
事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、3ページをご覧ください。議案第2号、地籍調査に伴う地目変更の同意について説明いたします。

今回、田野原地区の地籍調査について、農業委員会の同意が求められております。地図を4ページに載せています。黒線で囲んだ地区が今回の地籍調査の対象地域です。

5ページをご覧ください。表の一番左側は地籍調査前ですが、一番下に合計がありますが、筆数は265筆、面積は122760.41㎡(12.3ha)について調査を行いました。地籍調査後は、右隣に書いてありますが、筆数は172筆、面積は217199.93㎡(21.7ha)となりました。

6ページをご覧ください。表の左側は地籍調査前の地番と地目を載せています。そして真ん中の現況地目のところに地籍調査後の地番と地目を載せています。例えば一列目を説明しますと、田野原1530-1、地目が田、面積が793㎡の農地が、地籍調査後は地番が1530-3、地目が宅地に変更されたということです。

地積調査では現況で判断されるため、現況が農地以外であればその地目に変更となります。同じように、11ページまで表があります。

以上、ご審議をお願いします。

議長

はい、地籍調査の関係でございます。この地籍調査田野原なんですが、地区担当の森下さんにご意見も伺っておりますので、ご発表いただいたらと思います。

森下委員

おはようございます。皆さんのお手元にも地図があるかと思いますが、その地図を参照してください。現地調査をしておりますが、現状は山林とか、原野という状態ですので地元の方々もそれを確認して印鑑を押された、という事で、委員としてはこれ以上申し上げる事はございません。以上です。

議 長

ありがとうございました。地区担当の方もそういったご意見があるという事でございます。

それでは、この地籍調査に関してご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。

無いようでございますので採決に移らさせていただきます。それでは地籍調査の関係につきまして第2号議案につきまして、裁決いたします。賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可相当と認めさせていただきます。

それでは承認事項第3番目でございます。議案第3号吉賀農業振興地域整備計画  
議案第3号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号について説明します。議案書の12ページ、併せて別冊の資料をご覧ください。

農業振興地域整備計画とは、町が農業を振興する地域を指定し、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）を定めた計画です。

このたび、農地転用するため「農用地区域」から除外することについて、農業委員会の意見を求められております。

議案書の13ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農用地区域からの除外申請が出ております。

整理番号1について説明します。場所は〇〇番、事業計画者が二人いて、上段は、面積233㎡のうちの43.45㎡で、土地の所有者は〇〇さん、事業計画者は〇〇さんです。2段目は、面積が233㎡のうちの10.50㎡で、事業計画者は〇〇さんです。農用地区域からの除外の理由は、墓地建設のためです。

場所は国道187号線の〇〇から柿木方面に約600m行ったところですが、

別冊の資料をご覧ください。3枚目をみていただくと、用途計画変更図がありますが、畑のうち、右側だけを農地転用して、そのうち、〇〇家の墓と、〇〇家の墓を建てる予定です。最後のページを見ていただくと、黄色の部分を農振農用地から除外する予定となっています。

この整備計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。協議が整いましたら公告をして計画が変更されることとなります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、農地転用申請が出てくることとなります。

転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくこととなります。  
説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対しての意見を町へ返す事となります。  
以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地報告の方は河野（かわの）さん、すいませんが確認していただいておりますので、よろしくをお願いします。

河野雅俊委員

先日〇〇さんにも立ち会っていただいて、確認したんですが、現状はこのお二方のお墓というのが、道路を挟んで山の上にあるという事で、それを二人で下そうという事になったそうです。ま、面積も小さいですし、お墓も土を盛るという事だったんですけど、それも、しっかりブロックを積み、土砂の流入はさせない、という事ではあったので、問題ないかと思います。

議 長

ありがとうございます。現地確認は河野（かわの）さんの方で説明がありました。この振興地域計画の変更につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。

ご意見ございませんか。採決に移らせてもらいます。それでは採決に伴いまして、〇〇委員さんにつきましては利害関係発生しておりますので、ちょっとご退席いただきまして、裁決が終わりましたら、入室していただきます。

．．．．．〇〇委員退席．．．．．

はい、〇〇委員さん、退席をしていただきました。  
それでは採決に移らせていただきます。議案第3号の吉賀町農業振興地域整備計画の変更について、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。〇〇さんを除きまして全員賛成という事で、認可承認されました。

．．．．．〇〇委員入室．．．．．

認可承認されましたので、ご報告しておきます。

以上もちまして、承認事項は全部認可されました。  
続きまして4番ですが、これからは（1）番、（2）番の非農地証明の交付、及び

	<p>農地改良届けについて説明をしていきます。</p> <p>それでは非農地証明の申請につきまして、事務局よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>14 ページをご覧ください。これは1月の総会に上げたものです。委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告申し上げます。</p>
議長	<p>それでは地区担当の橋本さんは欠席なので、杉ノ内さん、よろしく申し上げます。</p>
杉ノ内委員	<p>はい、おはようございます。</p> <p>現地の方見に行きましてですね、床土もなく今原野化している為、農地としては不向きかな、という事で非農地で承認しました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは報告の第1号でございますが、一応今、現地の方は問題なく原野でなっております、という事でございました。</p> <p>この農地に付きまして報告通りとさせていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第2号 農地改良届につきまして事務局、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>15 ページをご覧ください。</p> <p>場所は〇〇番と〇〇番のふた筆で、改良前の用途は田、改良後の用途も田です。改良内容及び理由は畦畔の移動です。二筆は隣接していて一つの田が小さいので、大きい田の方に畦畔を移動するそうです。着工予定年月日は令和8年1月24日、完成予定は令和8年4月30日だそうです。届出人は〇〇さんです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">午前9時35分閉会</p>